

各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金交付要綱

(令和5年6月1日決裁)

(趣旨)

第1条 市は、原油価格の高騰、環境変化等に直面する市内ものづくり企業を支援するため、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金又は省エネルギー投資促進支援事業費補助金（以下これらを「国補助金」という。）を活用して脱炭素化又は経営基盤の強化に取り組む事業者に対して、予算の範囲内において各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和5年度以後に採択された国補助金の交付の決定を受けた者のうち、市内で当該国補助金の交付の対象となる事業を行う者
- (2) 市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者をいう。）で、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類E—製造業に属する産業を営む者
- (3) 市税を滞納していない者

2 国補助金をリース事業者（バルクリース事業者を除く。）又はESCO事業者（以下「共同事業者」という。）と共同で申請した者は、補助金を共同で申請する場合に限り補助対象者とする。この場合において、代表事業者（共同で申請した者のうち、国補助金により導入する設備を使用する事業者をいう。以下同じ。）は前項各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表に定める国補助金の区分及び事業の区分に応じ、国補助金の交付の対象となる経費（以下この条において「補助対象経費」という。）の額に同表に定める補助率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、同表に定める上限額を限度とする。ただし、補助金と国補助金とを合算した額が補助対象経費の額を超えないものとする。

(事業計画の提出)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、国補助金を単独で申請した者にあつては各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金事業計画書（様式第1号）に、共同で申請した者にあつては各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金事業計画書（共同用）（様式第1号の2）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 国補助金の交付決定通知書の写し
- (2) 国補助金の交付に係る申請書その他の提出書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金事業計画書（共同用）を提出する者は、次に掲げる事項に同意するものとする。

- (1) 共同事業者は、リース料又はE S C O料から補助金に相当する額を減額して代表事業者に請求すること。
- (2) 補助金の振込先は、国補助金の振込先と同じとすること。

3 第1項の計画書の提出は、国補助金の交付決定通知書による通知を受けた日から起算して30日を経過した日までに行わなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(事業計画の変更等)

第5条 申請者が国補助金に係る事業の変更、中止又は廃止の承認を受けたときは、次に掲げる書類を添付した各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金事業計画（変更・中止・廃止）届（様式第2号）により速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 国補助金の事業の変更、中止又は廃止に係る承認通知書の写し
- (2) 国補助金の事業の変更、中止又は廃止に係る承認申請書その他の提出書類の写し

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、国補助金を単独で申請した者にあつては各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金交付申請書兼請求書（様式第3号）に、共同で申請した者にあつては各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金交付申請書兼請求書（共同用）（様式第3号の2）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 国補助金の確定通知書の写し
- (2) 国補助金の実績報告書その他の提出書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書兼請求書の提出は、国補助金の確定通知書による通知を受けた日から起算して30日を経過した日までに行わなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに当該申請者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(決定の取消し)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 国補助金の交付の決定を取り消されたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(3) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(財産の処分の制限)

第10条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金を受けて取得した財産（以下「取得財産等」という）を市長の承諾を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

2 取得財産等のうち、処分を制限する財産は取得価格又は効用の増加額が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

3 取得財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号、以下「省令」）に定められた期間とする。

4 補助事業者は、第1項ただし書き規定により取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金財産処分申請書（様式第5号、第5号-2）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

5 市長は、前項の規定による申請があったときは、承認の適否を決定し、各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金財産処分承認（不承認）決定通知書（様式第6号）により補助事業者には通知するものとする。この場合において、市長は補助事業者が

取得財産等の処分により収入を得る、又は収入を得ると認められるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。

(関係書類の保存)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた当該年度の終了後5年間、補助事業に係る帳簿等証拠書類を保存しなければならない。

(手続の統合及び省略)

第12条 規則第19条の規定により、規則第4条の規定による補助金の交付の申請及び規則第14条第2項の規定による補助金の交付の請求を統合し、並びに規則第11条の規定による補助事業の実施報告及び規則第13条の規定による補助金の額の確定を省略するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和5年8月28日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和6年6月18日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和6年11月1日決裁)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に補助事業の申請をする者について適用し、同日前に補助事業の申請をした者については、なお従前の例による。

別表 (第3条関係)

国補助金の区分	事業の区分	補助率	上限額
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	CO ₂ 削減計画策定支援事業	4分の1	25万円
省エネルギー投資促進支援事業費補助金	(Ⅲ) 設備単位型	6分の1	125万円